

開 議 午前 10 時 00 分

○議長（小松則明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○

日程第 1 認定第 1 号 令和 4 年度大槌町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 2 認定第 2 号 令和 4 年度大槌町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 3 認定第 3 号 令和 4 年度大槌町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 4 認定第 4 号 令和 4 年度大槌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 5 認定第 5 号 令和 4 年度大槌町水道事業会計決算の認定について

日程第 6 認定第 6 号 令和 4 年度大槌町下水道事業会計決算の認定について

○議長（小松則明君） 日程第 1、認定第 1 号令和 4 年度大槌町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 6、認定第 6 号令和 4 年度大槌町下水道事業会計決算の認定についてまで、決算 6 件について一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております決算 6 件については、議員全員による決算特別委員会で審査しておりますので、委員長報告を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議なしと認めます。よって、委員長報告は省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております決算 6 件については、決算特別委員会で質疑を行いましたので、質疑を終結したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議ございませんので、質疑を終結いたします。

決算 6 件については、順次討論、採決を行います。

採決は、電子採決システムにより行います。

日程第１、認定第１号令和４年度大槌町一般会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより認定第１号令和４年度大槌町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本決算は認定すべきものと決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、本決算は認定すべきものと決しました。

○議長（小松則明君） 日程第２、認定第２号令和４年度大槌町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、認定第２号令和４年度大槌町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本決算は認定すべきものと決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、本決算は認定すべきものと決しました。

○議長（小松則明君） 日程第３、認定第３号令和４年度大槌町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、認定第３号令和４年度大槌町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本決算は認定すべきものと決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。お願いします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本決算は認定すべきものと決しました。

○議長（小松則明君） 日程第４、認定第４号令和４年度大槌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、認定第４号令和４年度大槌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本決算は認定すべきものと決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本決算は認定すべきものと決しました。

○議長（小松則明君） 日程第5、認定第5号令和4年度大槌町水道事業会計決算の認定について討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、認定第5号令和4年度大槌町水道事業会計決算の認定についてを採決いたします。

本決算は認定すべきものと決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本決算は認定すべきものと決しました。

○議長（小松則明君） 日程第6、認定第6号令和4年度大槌町下水道事業会計決算の認定について討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、認定第6号令和4年度大槌町下水道事業会計決算の認定についてを採決いたします。

本決算は認定すべきものと決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本決算は認定すべきものと決しました。

○

日程第7 議案第64号 大槌町副町長の選任に関し同意を求めることについて

日程第8 議案第65号 工事請負契約の締結について

○議長（小松則明君） 日程第7、議案第64号大槌町副町長の選任に関し同意を求めることについてから、日程第8、議案第65号工事請負契約の締結についてまで、2件を一括議題といたします。

ただいま議題に供されました議案について、当局から提案理由の説明を求めます。議案第64号については町長、議案第65号については総務課長から説明を求めます。町長。

○町長（平野公三君） 本定例会におきまして、1件の人事案件を追加提出いたします。

議案第64号大槌町副町長の選任に関し同意を求めることについては、本年9月から副

町長が空席状況になっていることから、新たに菊池 学氏を副町長に選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

菊池氏の住所は、遠野市材木町1番41号。生年月日は、昭和40年11月22日の57歳。任期は、本年11月1日から令和9年10月31日までの4年間となります。なお、略歴については別紙のとおりであります。人格、見識とも優れ、私の補佐役として適任であると考えております。

以上、よろしく御審議の上、御同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 本定例会におきまして、人事案件を除く追加議案1件につきまして、提案理由を申し上げます。

議案第65号工事請負契約の締結については、大槌町防災行政無線設備更新工事に係る契約であり、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由を申し上げます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 以上をもって当局からの説明は終わりました。

日程第7、議案第64号大槌町副町長の選任に関し同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、提案の趣旨に鑑み、この際討論を終結し採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより、議案第64号大槌町副町長の選任に関し同意を求めることについてを採決いたします。

本案は原案に同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

日程第8、議案第65号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。防災対策課長。

○防災・協働地域づくり担当参与兼防災対策課長（島村亜紀子君） 議案第65号工事請負契約の締結については、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

1、契約の目的。大槌町防災行政無線設備更新工事。

2、契約の方法。随意契約。

3、契約の金額。5億5,092万4,000円。

4、契約の相手方。宮城県仙台市青葉区本町二丁目1番地29、東芝インフラシステムズ株式会社東北支社、支社長 寛 崇彦。

次ページをお願いいたします。

1、仮契約締結年月日。令和5年10月16日。

2、工事概要。

工事場所。上閉伊郡大槌町地内一円。

工事期間。本契約日より令和8年3月20日まで。

実施理由。本工事は、災害情報の伝達及び収集を迅速かつ的確に行うために、既設防災行政無線設備の老朽化に伴い、機能強化した新デジタル方式により再整備を行い、地域における防災への活用と平常時の広報活動及び防災行政連絡等に活用し、行政サービスのさらなる向上を図るものです。

施工概要です。

1、同報系親局設備1局。

2、同報系中継局設備1局。

3、同報系簡易中継局設備1局。

4、同報系再送信子局設備2局。

5、同報系屋外拡声子局設備62局。

6、同報系戸別受信設備200台。

7、移動系基地局設備2局。

8、移動系移動局設備1局（可搬型）。

9、移動系移動局設備30局（携帯型）。

次のページに、行政無線の位置図を示しております。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。菊池忠彦君。

○3番（菊池忠彦君） 今回、老朽化に伴ってデジタル方式によって再整備ということですけれども、これ、かねてからやはり町民の方々から結構な頻度でお話しいただいていたのが、山とかそういう部分に反響して聞き取りづらいという声がよく上がっていたんですね。デジタル方式にすることによって、その辺の解消というのは、性能の向上といえますか、そういう部分でどうなのか、少し御提示願いたい。

○議長（小松則明君） 防災課長。

○防災・協働地域づくり担当参与兼防災対策課長（島村亜紀子君） まず、デジタル化については平成24年にデジタル化工事を終えておりまして、今回はデジタル化の新しい方式を入れるということでございます。その聞こえの解消につきましては、今回新しい方式を入れることで、送達距離が約10キロから約30キロに伸びます。それで、まず中継局を減少できるというメリットがあることと、それにより子局の再配置を計画しております。ですので、その再配置により、ふくそうして聞こえるなども含め改善していく予定でございます。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○3番（菊池忠彦君） 再配置ということは、やはり今既存のものの位置を変えとか、場所を変えるという認識でよろしいでしょうか。

○議長（小松則明君） 防災課長。

○防災・協働地域づくり担当参与兼防災対策課長（島村亜紀子君） そのとおりでございます。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○3番（菊池忠彦君） やはり町民にすれば、位置を変えても何でも、とにかく今までの聞こえづらいのが解消すればという思いが多分あると思うので、その辺はやはり今後も継続して住民の声も反映させながら、例えば今回再配置をすることによって本当に聞こえはよくなるのかとか、その辺のことを、またさらに住民からの意見を聞きながら向上に努めていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（小松則明君） 臼澤良一君。

○5番（臼澤良一君） すみません、この配置図の中で、単純なことなんですが、アンサ

ーバックあり、アンサーバックなし、これはどういう設備なんですか。

○議長（小松則明君） 防災課長。

○防災・協働地域づくり担当参与兼防災対策課長（島村亜紀子君） 放送をしたときに、実際にアンサーバックありのところは、放送したよという信号が返ってきます。アンサーバックなしのところは、信号が返ってこないということになります。

○議長（小松則明君） 臼澤良一君。

○5番（臼澤良一君） それは役所のほうでチェックするシステムだと思いますが、実際に地域においては、あるなしというのは役所が確認して、ない場合については改めてもう一度放送するという事なんですか。すみません、このシステムがちょっとよく分からないので質問した次第です。

○議長（小松則明君） 防災課長。

○防災・協働地域づくり担当参与兼防災対策課長（島村亜紀子君） まず、即座に放送し直すというよりは、その原因の究明に努めます。その原因が分かり次第、放送し直すなり機器を入れ替えるなり、ほかの伝達方法、例えば今メールであるとかLINEであるとかもやっておりますが、そういったものを使うという、その対策については原因究明してからということになると思われま。

○議長（小松則明君） 臼澤良一君。

○5番（臼澤良一君） 分かりました、理解できました。そして、実は私も近くに高層の集合住宅があるんですけれども、そこで、しょっちゅうではないです、時々ハウリングとかエコーとか、そういうことでなかなか聞こえにくいことがあって、役所のほうに先ほどの放送は何ですかということで電話で問い合わせて内容を確認したことが何度かあります。せっかくそういう設備をするのであれば、ハウリングとかエコーとかそういうところもチェックして、リアルタイムで住民に防災無線の情報が伝わるような手だてをお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（小松則明君） 山崎 充君。

○2番（山崎 充君） 施工概要の中に戸別受信機200台とありますが、これはどういうものですかね。

○議長（小松則明君） 防災課長。

○防災・協働地域づくり担当参与兼防災対策課長（島村亜紀子君） 現在、防災ラジオを配布しておりますが、山の奥地のほうではアナログの防災ラジオが入らないところがあ

ります。それに対して、デジタルの戸別受信機を配布しているのが現在200台弱ございますので、新たにデジタル方式入れ替えたときにもそれが必要になるということで、今回それを整備することを予定しております。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○7番（澤山美恵子君） 今まで防災無線を聞いていても、外にいるときは聞こえるんですけども、家の中での聞こえというのもよくなるんですか。

○議長（小松則明君） 防災課長。

○防災・協働地域づくり担当参与兼防災対策課長（島村亜紀子君） お答えいたします。

家の中で聞こえにくい原因は、最近の住宅の気密性がよくなっているということです。で、ちょっと防災無線のほうでそれは何ともし難いところがありまして、皆様には防災ラジオを利用させていただきようをお願いしております。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○12番（芳賀 潤君） そもそも論でいきます。随契で5億5,000万ということは、この会社以外にもいろんな、プロポーザルなのか、いろんなことをしながらこの会社に決めたんだと思うんですよね。一般競争じゃないということは、価格だけじゃなくてそのシステム内容を見たりということだと思いますので、今までのと何が画期的に違うのか、住民のメリットがどうなのかというようなことを伺います。

○議長（小松則明君） 防災課長。

○防災・協働地域づくり担当参与兼防災対策課長（島村亜紀子君） まず、更新をしなければいけない理由として老朽化ということを挙げておりましたが、事実、放送がされなかったり放送に支障が出たりということが出てきております。このまま続ければ、またそういった不具合が発生するということ。それから機器の更新に当たって、もう平成24年からですから13年たとうとしているところなんです、大体機器が新しくなってくると部品がなくなってくるというデメリットがありまして、ちょっとやはりこのままでは、今後中長期見据えて難しいなというところがありました。今回デジタルはデジタルなんです、新しい方式に変えております。

そのメリットというのは、先ほども少しお話ししましたが送信距離が延びるので、再送信子局とかを減らすことができるというメリットがあります。あとは、聞こえの改善ですね。風の音とか、それから騒音であるとか、そういったものに対して実際その騒音を感知して、それ以外の周波数で音声を出すことで聞こえやすくなるという特徴を持つ

ております。それから、今度の入れるものに関しましては、耐用年数が10年から15年と
いうことで、少し長くなっているというところもメリットであると思います。

以上でございます。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○12番（芳賀 潤君） 耐用年数が10年から15年というようなことの説明がありました。

これを2年半かけて整備して、5億5,000万かけて整備した後に、例えばよく機器であるのが年間通じてのメンテナンス、メンテナンスパックというか、そういうもので年間100万ぐらいずつはかかっていくんだとか、何かそういうものがあったらお知らせください。

あと、その戸別受信機の200台ですけれども、例えば消防の分団にも入れていたり、老人ホームに入れていたり、児童施設に入れていたりもするんですが、それはそのまま使えるということでしょうか。

○議長（小松則明君） 防災課長。

○防災・協働地域づくり担当参与兼防災対策課長（島村亜紀子君） まず、先に戸別受信機のほうですけれども、戸別受信機は今入れている戸別受信機と形式が変わりますので、前の戸別受信機では受信ができなくなります。今ある防災ラジオは大丈夫です。防災ラジオは大丈夫なんですけど、デジタル用の戸別受信機に関してはデジタルの方式が変わりますので、前の、山奥のほうに配ると先ほど言いましたものに関しては、前のデジタル受信機では使えなくなるので、新たにこれを整備するということになっております。

メンテナンスは、実際にメンテナンスといいますか保守料は発生します。なので、それは今後完成した後に契約していくこととなります。

○議長（小松則明君） 少しお待ちください。オーケーですか。防災課長。

○防災・協働地域づくり担当参与兼防災対策課長（島村亜紀子君） 年間150万ほどとなります。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○12番（芳賀 潤君） その戸別受信機を、震災後にこの3年の中で、例えば消防分団は入れていたりもするんですよね。それが使えないとなるとまた新たにとなるんですが、例えば今ある戸別受信機を導入しているところ、戸別受信機5万円だったんですよ。5万円で設備しました。それで老人施設、児童施設もおのおのラジオとか、ラッパでは聞こえ苦しいところはダイレクトに聞きたいというので館内の中にあるわけですよ。準公

共施設と言っているのか、そういうところに対する、新しくつけるんじゃないくて、今あるものが使えなくなるから、そこを何か少し手当てをちょっと考えていただきたいかな。もう変わったので、また5万円かけて全部新しくしてくださいねというのも何かちょっと乱暴のような気もするので、ちょっと検討してください。その点、入替えについて。というようなことと、あとこの可搬型というのは、例えば車に積んで移動可能なものを想定しているのか、この携帯型の30局というのは、よく我々消防でいくと背中にしょって基地局を移動したり、そうすれば何か災害の際も中継できたりとかという漠然としたイメージなんですけれども、その辺についての説明をお願いします。

○議長（小松則明君） 防災課長。

○防災・協働地域づくり担当参与兼防災対策課長（島村亜紀子君） まず、戸別受信機の数ですけれども、200台というのは少し今配っているより多めに見ております。ですので、予備を考えて、例えば消防団に配布するのであれば、全部の消防団に配布できるかどうかとも含めて検討させていただきたいと思います。また、アナログラジオで聞ける場所は、その配備ということも考えていきたいと思いますので、いずれ御相談させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それから、可搬型と携帯型についてですが、今議員おっしゃられたしょって歩くほうが可搬型です。これは、ふだん中央公民館に設置することを予定しておりまして、基地局が万が一長時間の停電などで動かなくなったときに、これを基地局代わりとして使用することを考えております。携帯型のほうは、もちろんハンディータイプの持って歩けるものを考えておりますので、これを持って車に乗る、あるいはこれで現場に行く。あと考えておりますのは、今指定しております指定避難所に設置することを予定しております。

○議長（小松則明君） 山崎さんは何回でしたっけ。1回。じゃあ、阿部三平君。

○8番（阿部三平君） あんまり初歩的なことなんですけど、防災無線は、通常は正常に働くことはそのとおりなんですけど、必ず地震があれば停電ということがつながってきます。停電した場合は、このバッテリーとか発電機とかは何時間ぐらい対応可能なんだろうかと。お願いします。

○議長（小松則明君） 防災課長。

○防災・協働地域づくり担当参与兼防災対策課長（島村亜紀子君） 今回の公募型プロポーターの仕様書において、同報系のほうは72時間、移動系のほうは個別に13時間という

ことで規定しております。

○議長（小松則明君） 72時間と13時間。阿部三平君。

○8番（阿部三平君） 程々は大丈夫なんだろうと思うんだけど、大震災を経験すれば、どんな立派な設備もまさかというか、そういったことがありますので、その辺の対応は。それから、各住宅にあります戸別受信機は電源が切れるとそのままですよ。あれは通常電源がなくても受信は可能でしょうか。よろしくです。

○議長（小松則明君） 防災課長。

○防災・協働地域づくり担当参与兼防災対策課長（島村亜紀子君） AC電源が途絶した場合は、乾電池で利用していただくことをお願いしておりました。

○議長（小松則明君） 山崎 充君。

○2番（山崎 充君） この議案からちょっと外れると思うんですけども、大槌の防災無線、多分三陸で唯一だと思うんですけども、アワビが解禁します、ウニ漁が解禁します、私こういうのはすごく好きで、一つの大槌らしいと思うんですけども、その辺の防災無線を使って町内に広報する、何か規定はあるんですか。例えば、おしゃっちで今日こういうイベントがありますよというのもし流してもいいんじゃないかなと思うんですけども、それにも内部的に規制があるのであれば、その辺ちょっと教えてください。

○議長（小松則明君） 防災課長。

○防災・協働地域づくり担当参与兼防災対策課長（島村亜紀子君） 特に文字で示したものはございませんが、防災対策課の中で考えておりますのは、町民全体に関わる事業であったり催物であったりとかというときには、放送依頼を受ければ放送を許可することとしております。現実には今回、8月にお盆のおしゃっちで行った行事については行政無線で放送いたしました。（「了解」の声あり）

○議長（小松則明君） その他ございますか。質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第65号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議員派遣の件

○議長（小松則明君） 日程第9、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣については、お手元に配付しておりますとおり派遣することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件につきましては、原案のとおり派遣をすることに決定いたしました。

日程第10 閉会中の継続調査の件

○議長（小松則明君） 日程第10、閉会中の継続調査の件を議題といたします。

総務教民、産業建設の各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付していました申出のとおり閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は終了いたします。

お諮りいたします。本定例会に付された議案等は議了したことから、会議規則第7条の規定により本日で閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

以上で、令和5年9月大槌町議会定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでございました。

閉 会 午前10時37分

上記令和5年9月定例会会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

議 員

議 員